**平成２８年（フ）第４９号**
埼玉県行田市大字長野4777番地
破産者　岡安　一郎
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第９４号**
埼玉県深谷市伊勢方325番地
破産者　亀山　哲夫
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第１１３号**
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2232番地　セレッソ木島403、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字桜沢508番地２
破産者　小林　永治
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第１２０号**
埼玉県東松山市大字石橋2166番地60
破産者　高橋　川路
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第２１５号**
静岡県島田市竹下489番地の37
破産者　曲渕　巴朗
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２７９号**
静岡県藤枝市駅前１丁目10番20号　グランドメゾン藤陽３－Ｃ、旧住所静岡県藤枝市駅前２丁目20番12号　グランドソレーユ203号
破産者　上岡　隆志
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２８３号**
静岡県焼津市駅北３丁目19番25号　フォーブル旭102、旧住所静岡県焼津市八楠４丁目１番地の15
破産者　杉岡佐和子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第７７号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目22番６号
破産者　溝口　滿江
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第８６号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目22番６号
破産者　溝口　理香
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第５９７号**
札幌市東区本町２条７丁目５番26号　宗方マンション202号
破産者　上野　鉄男
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２３３号**
埼玉県所沢市小手指南６丁目12番地の２108―１―205
破産者　近藤　彰孝
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２３４号**
埼玉県所沢市小手指南６丁目12番地の２108―１―205
破産者　近藤ふみ子
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２８５号**
埼玉県所沢市東所沢３丁目38番地の２　アインス東所沢303
破産者　川田富士子（旧姓蕨野）
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２９０号**
埼玉県日高市武蔵台１丁目17番３号
破産者　関口　　章
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３号**
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺443番地69
破産者　樫村　亜希
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

**平成２８年（フ）第２７３号**
静岡市駿河区手越原107番地の10　メトロポリタン石上Ｂ201、開始決定時の住所静岡市駿河区手越原88番地の４
破産者　鷲巣　真紀
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第２２７号**
静岡県浜松市西区伊左地町3978番地
破産者　倉田　喜夫
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１８４９号**
愛知県知多郡美浜町大字野間字南川37番地　ハイツ杏里３Ｃ号
破産者　坂本　幸司
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部